



黒川弘務前検事

宗教上の理由による不起立にもかかわらず、二〇〇九年に戒告を受けた都立高教諭岡田明さん(五十)は「法に触れる賭博をした黒川氏は訓告処分。権力の恣意性が目に余る」と語る。

○四年に戒告、○五年に減給一カ月(後に戒告に変更)となった教職員の伏見忠さん(六十)は「懲戒処分を受けると、ボーナスや退職金が減額され、昇級も遅れる。再雇用も拒否される。思想・良心の自由に関わることでペナルティーを科すこと自体がおかしい」と話す。担任を外され、児童生徒と触れ合う機会を奪われる人もいるという。「教職員を徹底的に服従させるツールとして、日の丸・君が代が利用されている」

今年六月、佐藤さんや伏見さんは、黒川氏を懲戒処分にしなかった理由などを問う公開質問状を安倍晋三首相や都教委宛てに提出した。賛同者には、教職員のほか、キリスト教関係者、弁護士、学者など計約四百人が名を連ねている。

黒川氏は緊急事態宣言発令中の四―五月に賭けマー

賭博罪成立でも「訓告」

監督上の措置… 経歴・退職金に傷つかず

「点ピンまでなら」お墨付き?

ジャンをした。千点を百円に換算する「点ピン」と呼ばれるレートで現金一、二万円をやりとり。約三年前から月一、二回程度行った。刑事告発もされていたが、東京地検は十日、賭博罪が成立するとした上で不起訴(起訴猶予)とした。

落語家の立川談四様氏は皮肉たっぷりに語る。「黒川氏が訓告で済んだことにマージャン愛好者は喜んでる。「コロナ対応で失敗続きたった安倍政権だけで、たまにはいいことするじゃん。これからは点ピンまでなら心置きなく賭けマージャンができるね」って」

「訓告」は内規で定める監督上の措置にすぎない。国家公務員法で重い順に「免職、停職、減給、戒告」と定められた懲戒処分と異なり、経歴には残らず、約五千九百万円とされる退職金にも影響が及ばない。同法によると、職務を怠った場合や公務員にふさわしくない非遵行為があった



教育委員会からの処分説明書と通知書

時、任命権者が懲戒処分にできる。黒川氏の任命権者は内閣。各省庁が参考にする人事院の「懲戒処分の指針」で、賭博は「減給または戒告」、常習性があれば「停職」。人事院審査課の酒井元康課長は「厳密な定義はしていないが、一般論で賭けマージャンは賭博に入る。ただ、指針はあくまでも参考。処分が指針通りでなくてもペナルティーはない」と説明する。

相手によらず公正な対応を

有罪となり懲戒免職(後に停職に変更)。二〇〇一年には都立高教員が停職三カ月となった。一二年には愛知県西尾市職員二十四人が書類送検され、うち一人が戒告。最近も一八年に陸上自衛隊松本駐屯地の隊員三人が停職五日となった。

千葉大名警教授の新藤宗幸氏(行政学)は黒川氏について「きちんと人事院の指針にのっとって処分すべきだった。「縁故主義」が弾力に働き、法と秩序に無頓着な安倍政権の問題が浮き出ている」と指摘する。

黒川氏が政治家の覚えめでたく定年を延長されたことにも触れ、こう警告する。「相手がかわいいかわいくないか、最重要ポストに就く幹部がヒラ職員かによって法の適用を変えてはいけない。公務員でこの原則が崩れると、社会の公正や平等はなくなってしまう」

今回は学校関係者の声を紹介したが、世間の大方の人は黒川氏の処分について疑問を持ったままだろう。本人への怒り以上に、なぜこんな処分が発せられたのか、異を唱える人はいなかったのか、プロセスがはつきりしないからだ。コロナ禍に耐える人々に、一刻も早く説明してほしい。(本)